

製造販売後調査および副作用調査契約書変更箇所一覧

変更前	変更後
<p>(2者用契約書・3者用契約書 第1条)</p> <p>4. 製造販売後調査責任医師(所属・氏名)</p> <p>5. 製造販売後調査分担医師(所属・氏名)</p> <p>6. 調査期間 平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日 までとする。</p> <p>7. 提供物品およびその返還の要否</p> <p>(2者用契約第2条)(3者用契約書第3条)</p> <p>2 前項に定める研究費の消費税相当額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び72条の83の規定に基づき、研究に要する経費に105分の5を乗じて得た額である。</p> <p>長野県松本市旭3-1-1 甲 国立大学法人 信州大学 分任契約担当役 医学部附属病院長 天 野 直 二</p>	<p>(2者用契約書・3者用契約書 第1条)</p> <p>4. 製造販売後調査責任医師(調査実施診療科・氏名)</p> <p>5. 調査期間 平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日 までとする。</p> <p>6. 提供物品およびその返還の要否</p> <p>(2者用契約書第2条)(3者用契約書第3条)</p> <p>2 前項に定める研究費の消費税相当額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び72条の83の規定に基づき、研究に要する経費に108分の8を乗じて得た額である。</p> <p>長野県松本市旭3-1-1 甲 国立大学法人 信州大学 分任契約担当役 医学部附属病院長 本 郷 一 博</p>